

五戸町報

2006年 / 2月号 / Vol. 560

五戸町消防団初午

3月5日(日)

分列行進 8:30 警察署通り



ふわり宙に舞う大凧

五戸町子供会凧あげ大会

地域の声をまちづくりに反映

町長と地域住民との懇話会

今回出された主な提言・要望などを紹介します。

【倉石地区】

2月6日 参加者29人

○五戸台地の土地改良区が解散されたことで農業に力が入らないような状況になっているが、何か良い施策を考えてもらいたい。また、五戸台地は水はけが悪い所があるので、時間が経たなくてもいいので計画的に暗きよ排水を入れてもらいたい。

○何でも民営化というが、行政は福祉関係を切りつめないで、住民のためにやってほしい。

○サクランボの観光農園をやるにしても、駐車場などの受け入れ態勢が個人ではできない。地区を決めるなどして、町として整備してはどうか。

○議会広報を発行して、議員

活動を知らせてほしい。○五戸川にサケがのぼるようできないか。

○保健福祉センターのリハビリ施設が合併後は使われていないので、活用する方法を検討してもらいたい。

○業者委託の除雪が粗末なので、役場で除雪の状況を把握して対応してもらいたい。

【川内地区】

2月6日 参加者23人

○不審者から子供を守るためにスクールバスを運行してはどうか。

○乳幼児検診を受けるのに中市まで行かなければならないが、地元の施設で受けられるようにしてほしい。また、乳幼児医療給付の手続きを支所でするようにしてほしい。

○石呑の道路の速度制限をしてもらうように、町から要望してもらいたい。



町長が各地区に出向き、地域づくりについて住民と直接対話する「町長と地域住民との懇話会」が、2月6日から8日までの3日間、町内4会場で開催されました。

町からは三浦正名町長はじめ、鳥谷部禮三郎助役、久保晴一助役、高橋正之教育長、各課長らが出席しました。住民側からは、合併まちづくり計画の進捗よく状況などについての質問、除雪や道路整備の要望などが出されました。

大人への第一歩

町内各中学校で立志式

このほど、五戸・川内・倉石各中学校で立志式が行われました。立志式は、武士社会の元服に由来する伝統行事で、14歳を迎えた生徒たちが生涯の志を立てて、大人への第一歩を踏み出します。

このうち五戸中学校（齋藤正栄校長）では2月6日、「強く大きく逞しく」のスローガンの下、2年生129人が式に臨みました。



壇上で一人ひとり立志宣言

式では、高橋正之教育長が「無限」と書かれた色紙を生徒たちに贈り、「可能性には限度がありません。自分の力は努力すればするほど無限に伸びます。」とあいさつしました。

その後、保護者や後輩が見守る中、生徒一人ひとりが壇上に立ち、「人に優しく自分に厳しい人になりたい」「最後まであきらめないで挑戦する人間になりたい」「空のよくな広い心を持つ」「どこのチームに行っても通用するサッカー選手になりたい」など、将来の夢や生き方を宣言しました。



立志式に臨む五戸中学校2年生の生徒たち

○歩道の除雪をボランティアで行った時に、雪を他人の土地に寄せても文句を言われないようにしてもらいたい。また、標識などを壊したときに何とかしてもらえないか。

○歩道除雪車を地域で借りられるようにしてほしい。

○八戸市のように高齢者のバス料金が無料にならないか。

【豊間内地区】

2月7日 参加者13人

○畑の雪を早く解かしたいので、農道の除雪を早期に実施してもらいたい。

○地域づくり事業の資金援助は、大変助かっているのだから、これからもよろしくお願ひしたい。

○豊間内地区コミュニティセンターの床のたるみや外壁のひび割れを直してもらいたい。

○学校の子供たちの安全のために何か対策を取ってほしい。

○集落内の町道の除雪については、地域住民のトラクターを使ってはどうか。

○浅水川でのカモの狩猟は危険なので、やめてもらうよう関係団体にねばり強く要望してもらいたい。

【五戸地区】
2月8日 参加者22人
○車の振動で家が揺れるので、速度を落としてもらうよう看板を付けてほしい。
○犬の散歩中にフンを拾わない人がいるので何とかしてもらいたい。



【浅田地区】

2月7日 参加者13人

○県道浅水南部線に古タイヤが40本ぐらい不法投棄されているが、隣接する町村と連携を取って防止するようにしてもらいたい。

○佐野集落の道路をなるべく早期に下まで通してもらいたい。

○国・県などの助成金を有効に使う研究をする部署を作るなどして、財政難の中やっていってもらいたい。

○町と商工会が一緒になって、活性化のための事業を行って欲しい。また、活性化の意見を吸い上げる部署を作ってはどうか。

○川内の直線道路に桜を植えて、桜の町として売り出してはどうか。

○子供たちの夢を吸い上げて、まちづくりをしていってもらいたい。

○県道橋向五戸線が狭いので、広げるかバイパスにしてもいい。

○町長がもっと大きい声で、「こういう地域を作るんだから痛みを分かち合おう」と言っても良いのではないか。

文芸部のへ

〈川柳〉

おちこちに心なごむ世捜し居り 久保田玲子 (菖蒲川)
 受験日に遠くの孫へ神頼み 北野 小雪 (浅水)
 友を見し今日しあわせを有りけり 佐々木はるの (中市川)
 防災のラジオ体操消え淋し 本田 昭雄 (館町)
 凍りつく寒風たるや暖炉かな 小林 静枝 (市川道)
 青旗で田圃たんぼリンクが招いてる 純 子 (又重)
 農閑期友です読書と花いじり 沢田 良子 (上市川)
 鬼は外雪掻きヨイショ豆めっけ 小手 毬

〈俳句〉

成人の日出でゆく孫の幸祈り あ さ (中崎)
 月光や負けずとばかり銀世界 鳥谷部せぬ (ひばり野)

〈短歌〉

伝統の舞踊に若やぐ親友の 類家 清美 (菖蒲川)
 優雅な舞の若柳流かな
 若者よ生きた仕事をしているか 高嶋 春松 (野月)
 誇りと愛を仕事にそそげ
 亡き父母の享年越えて僕傘寿 田代十志男 (上市川)
 子等の顔見て生きるしあわせ
 かげびろを皆で造りし小正月 瀬川 きゑ (下大町)
 時の流れに過去の思い出
 あれもねと買えば済むのにタラの子和えと 藤村 ナヲ (鍛冶屋窪)
 ゼリーつくりて孫子らを待つ
 香ばしく五目御飯をたきあげて 高谷 とよ (上大町)
 湯気もいっしょに供える夫に

●皆さんの作品を「文芸部のへ」に発表してみませんか。
 川柳・短歌などの区別を明記し、総務課広報係へ。
 お待ちしております。

町の施設の使用料について、利用する方、しない方それぞれの立場を考慮した「負担の公平性」を考え見直した結果、改正することになりました。4月1日から改正になる施設は次のとおりです。

ひばり野公園

【スポーツ振興公社 ☎62-2301】

区 分		1時間当たりの使用料
陸上競技場	トラック	900
	フィールド	1,800
野球場		900
サッカー場		900
テニスコート	一般	450
	高校生以下	220
水泳プール	一般	300
	高校生	200
	中学生	100
小学生以下		50

※町外在住者は原則として5割増(水泳プール除く)

※照明は別料金

※入場料を徴収する場合は、使用料が異なります。



倉石スポーツセンター

【スポーツ振興公社 ☎62-2301】

区 分				1時間当たりの使用料
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料なし	半面	500
			全面	1,000
	催物に使用する場合	入場料なし	全面	3,000
			入場料あり	5,000
興行等に使用する場合				10,000
ろばた交流館	通常			250
	営 利 目 的			600
シャワールーム				1回 100
トレーニングルーム	中 高 生			50
	一 般			100
テニスコート	高 校 生 以 下			220
	一 般			450

※アリーナおよびテニスコートの照明、アリーナの暖房は別料金

※町外在住者は原則として5割増(シャワールームおよびトレーニングルーム除く)

ひばり野スポーツ交流センター

【スポーツ振興公社 ☎62-2301】

区 分		金額
宿泊料	小学生	1,200
	中学生	1,300
	高校生	1,400
	一般	2,300
食事料(特別食可)	朝 小学生	500
	中 中学生以上	700
	夕 小学生	700
	中 中学生以上	1,000
施設使用料(1時間当たり)	交流室	250
	学習室	250
	A Vホール	250
	和 室	250
	中 庭	500
	ローラースケート場	500
多目的広場		500

※町外在住者は5割増(高校生以下除く)



五戸ドーム

【スポーツ振興公社 ☎62-2301】

区 分		1時間当たりの使用料	区 分		1時間当たりの使用料
練習場	全面	1,400	トレーニング室	中高生	50
	半面	700		一般	100

※町外在住者は5割増(トレーニング室除く)

※練習場の照明は別料金

保健福祉センター

【福祉課 ☎62-7955】

区 分	1時間当たりの使用料		区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～6月 9～10月	冷・暖房期間 7～8月 11～3月		通常期間 4～6月 9～10月	冷・暖房期間 7～8月 11～3月
集団指導室	600	780	研修室	200	260
会議室	200	260	栄養実習室	500	650

※営利目的の場合は2倍

社会福祉センター

【福祉課 ☎62-7955】

区 分		金額	
入浴料	12歳以上	350	
	6歳以上12歳未満	150	
	6歳未満	60	
	町内在住(倉石地区除く)の65歳以上	100	
1時間当たりの使用料		通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
	集会室	350	450
	会議室・創作室	200	260

※営利目的の場合は2倍

倉石温泉

【福祉課 ☎62-7955】

区 分		金額	
入浴料	12歳以上	350	
	6歳以上12歳未満	150	
	6歳未満	60	
	倉石地区在住の65歳以上	100	
1時間当たりの使用料		通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
	郷土料理実習室	600	780
	創作活動室1	200	260
	創作活動室2	200	260
	伝承活動室1	200	260
	伝承活動室2	200	260
	世代間交流ホール	800	1,040
	全館使用(浴場除く)	1日につき 30,000	1日につき 39,000

※冷房付きの部屋…7～8月は暖房期間と同額

※営利目的の場合は2倍

4月1日から 公共施設の使用料が変わります

町立公民館 大ホール

【☎62-7976】

区 分		使 用 料		
		午前 9:00 12:30	午後 13:00 17:00	夜間 17:30 21:30
入場料を徴収しない場合 または500円以下の入 場料を徴収する場合	平 日	12,600	20,470	26,770
	土・休日	14,170	25,200	33,070
1,000円以下の入場料を 徴収する場合	平 日	15,750	25,200	33,070
	土・休日	18,900	31,500	39,370
1,000円を超える入場料 を徴収する場合	平 日	20,470	34,650	47,250
	土・休日	26,770	45,670	56,700

その他

区 分		1時間当たりの使用料		
		通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月	
1 階	小 ホ ー ル	1,250	1,620	
	児 童 室	250	320	
	創 作 室	250	320	
	実 習 室	400	520	
2 階	和 室	作 法 室	300	390
		和 室	500	650
	ストレッチルーム	250	320	
	会 議 室	250	320	
	ホ ワ イ エ ー	250	320	
	控 室	250	320	
3 階	視 聴 覚 室	300	390	
	研 修 室	第 1 室	250	320
		第 2 室	250	320
		第 3 室	250	320
体 育 セ ン タ ー	全 面	500		
	半 面	250		

※営利目的の場合は2倍（大ホール除く） ※冷房付きの部屋…7～8月は暖房期間と同額
※体育センターの照明は別料金



倉石コミュニティセンター

【社会教育課 ☎62-7965】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
大集会室	1,500	2,000
和 室 1	500	650
和 室 2	500	650
調理実習室	400	520
視聴覚室	300	390
文化活動室	400	520
会 議 室	300	390
研 修 室	400	520
憩 室	200	260
作 法 室	200	260
全館使用	1日につき 40,000	1日につき 52,000

※冷房付きの部屋…7～8月は暖房期間と同額
※営利目的の場合は2倍

豊間内地区コミュニティセンター

【企画振興課 ☎62-7952】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
多目的ホール	400	520
生活研修室	300	390
会 議 室	200	260
調 理 室	300	390

※営利目的の場合は2倍

瑞穂館 【川内支所 ☎62-7971】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
多目的ホール	500	650
視聴覚室	200	260
会 議 室	300	390

※営利目的の場合は2倍

石沢駒踊伝承館

【社会教育課 ☎62-7965】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
和 室 1	200	260
和 室 2	200	260
調理実習室	300	390
伝承活動室	600	780
全館使用	1日につき 15,000	1日につき 19,500

※営利目的の場合は2倍

倉石ふれあい体験の郷

【企画振興課 ☎62-7952】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
伝 承 室	400	520
味わいコーナー	200	260
調理実習室	350	450
製粉実習室	300	390
ふるさとの味 伝承館全館	800	1,000

※営利目的の場合は2倍

浅水活性化センター

【浅田支所 ☎62-7969】

区 分	1時間当たりの使用料	
	通常期間 4～10月	暖房期間 11～3月
多目的ホール	400	520
生活研修室	300	390
会 議 室	200	260
調 理 室	300	390

※営利目的の場合は2倍



新しくなった介護保険

平成18年4月スタート



- ◆低所得の人に配慮し、保険料段階が細分化されます。
- ◆特別徴収（年金天引き）の対象となる年金が、老齢・退職年金だけでなく、遺族・障がい年金まで拡大されます。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料の決め方と納め方

◆決め方

これまでの保険料の段階区分		保険料額
第1段階	生活保護受給者等	基準額 ×0.5
第2段階	本人 およびが住民税非課税 世帯全員	×0.75
第3段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる人)	×1.0
第4段階	本人が住民税課税 (本人の合計所得金額が 一定額未満)	×1.25
第5段階	本人が住民税課税 (本人の合計所得金額が 一定額以上)	×1.5



新しい保険料の段階区分		保険料額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、 本人 およびが住民税非課税 世帯全員	基準額 ×0.5
第2段階	本人 およびが住民税非課税 世帯全員 (本人の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下)	×0.5
第3段階	本人 およびが住民税非課税 世帯全員 (第2段階以外の人)	×0.75
第4段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる人)	×1.0
第5段階	本人が住民税課税 (本人の合計所得金額が 200万円未満)	×1.25
第6段階	本人が住民税課税 (本人の合計所得金額が 200万円以上)	×1.5

◆納め方

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金・障がい年金も特別徴収の対象となります。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は前年度2月分の保険料額をそのまま納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などを基に本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。



年金が年額18万円未満の人

普通徴収

市区町村が送付する納付書に基づき、指定の金融機関で納付します。

問い合わせ先 役場介護保険課 ☎ 62-7956 (直通)



五戸総合病院

地域総合医療の拠点に

106

●五戸総合病院医師一覽表（3月）

診療科	職名	医師名	備考
内科	副院長	新井田修久	
	科長	田口順	
	副院長	矢田部宏一	
	副院長	對馬清人	
	副院長	東山明弘	水曜日の午後
	副院長	三浦昌人	木曜日
	非常勤	大根田昭	第1火曜日
（循環器）	非常勤	蝦名宣男	
（糖尿病）	非常勤	渡部秀一	（科長）
外科	院長	原田昭彦	
	医療局長	石田晶玄	
	非常勤	井戸川敏彦	
産婦人科	副院長	笹野拓也	
小児科	科長	（弘前大学）	第2・4金曜日
	非常勤	三上靖隆	
整形外科	科長	（弘前大学）	金曜日・土曜日
	非常勤	深瀬栄一	（医療技術局長）
脳神経外科	科長	藤原貴光	火・水曜日
眼科	非常勤	丸屋信一郎	月曜日
耳鼻科	非常勤	袴田真理子	火曜日
	非常勤	袴田真理子	木曜日
	非常勤	飯田健二	第2・4金曜日
皮膚科	非常勤	（東北大学）	木曜日

※曜日ごとの外来診療にあたる医師名は、各料外来受付に表示してあります。
 ※都合により変更になることがあります。

●1月の診療科別患者数

区分	診療科	内科	外科	産婦人科	眼科	小児科	耳鼻科	整形外科	脳外科	皮膚科	計
患者数	外来	4,317 (4,150)	615 (623)	641 (497)	952 (902)	359 (347)	624 (694)	1,798 (1,737)	686 (678)	172 (226)	10,164 (9,854)
	入院	3,117 (3,112)	390 (541)	199 (190)	53 (26)	43 (32)	0 (0)	703 (447)	559 (565)	0 (0)	5,064 (4,913)
4月からの延患者数	外来	43,898 (43,332)	6,806 (6,880)	6,705 (5,257)	10,079 (10,446)	3,849 (2,845)	6,926 (6,620)	19,822 (19,954)	7,045 (7,092)	1,960 (2,252)	107,090 (104,678)
	入院	27,683 (31,383)	4,010 (5,021)	3,034 (1,810)	370 (323)	581 (321)	0 (0)	5,545 (6,257)	4,290 (5,909)	0 (0)	45,513 (51,024)

※ 入院 = 毎日24時現在の在院患者延数 + 毎日の退院者数 () = 昨年度同期

共済見舞金

災害の程度	金額	
死亡した場合	1,000,000円	
実治療日数180日以上	入院180日以上含む	150,000円
	入院90日以上 180日未満含む	130,000円
	入院90日未満 または入院なし含む	110,000円
実治療日数90日以上 180日未満	入院90日以上含む	80,000円
	入院90日未満 または入院なし含む	60,000円
実治療日数60日以上90日未満	45,000円	
実治療日数30日以上60日未満	35,000円	
実治療日数10日以上30日未満	25,000円	
実治療日数10日未満	20,000円	

▼問い合わせ先

役場総務課

TEL 62-2111

内線214

▼申し込み方法

でございます。

会費（掛金）を添えて、各自治会へ申し込んでください。

▼会費（掛金）

年額350円。ただし、児童生徒などが各施設や学校で団体加入した場合は300円です。

▼共済期間

4月1日から1年間

▼町では、自治会を通じて加入申込書を配布していますので、引き続き加入する方や4月から新しく加入する方、ぜひ家族そろって加入するようお勧めします。

▼共済期間

4月1日から1年間

▼会費（掛金）

年額350円。ただし、児童生徒などが各施設や学校で団体加入した場合は300円です。

▼申し込み方法

会費（掛金）を添えて、各自治会へ申し込んでください。

▼問い合わせ先

役場総務課

TEL 62-2111

内線214

▼町では、自治会を通じて加入申込書を配布していますので、引き続き加入する方や4月から新しく加入する方、ぜひ家族そろって加入するようお勧めします。

▼共済期間

4月1日から1年間

▼会費（掛金）

年額350円。ただし、児童生徒などが各施設や学校で団体加入した場合は300円です。

▼申し込み方法

会費（掛金）を添えて、各自治会へ申し込んでください。

▼問い合わせ先

役場総務課

TEL 62-2111

内線214

1日1円で大きな補償

交通災害共済に加入しましょう

▼町では、自治会を通じて加入申込書を配布していますので、引き続き加入する方や4月から新しく加入する方、ぜひ家族そろって加入するようお勧めします。

増え続ける交通事故。もし、あなたやあなたの家族の方が交通事故に遭ったら……。1日1円で家族の安心を。現在、交通災害共済に加入している方は、3月31日で期間が満了します。

情報ステーション



このへ 大空に夢をはこぶ町

レセプト点検 臨時事務員募集

●採用予定人員 4人

●応募資格

おおむね50歳までの心身ともに健康な方で、医療請求事務経験者または保険請求事務技能検定合格者

●雇用期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●賃金

日額 5,300円
(雇用保険あり)

●勤務日

月15日間

●勤務時間

午前8時15分～午後5時

●申し込み期間

平成18年3月13日(月)から3月17日(金)まで

●申し込み方法

所定の申込書・履歴書を役場住民課に提出してください。(用紙は住民課に備え付けてあります。)

●問い合わせ先

役場住民課
TEL 62-2111

内線116・117

五戸畜産農業協同組合 職員募集

●職種

組合業務一般

●応募資格

大学・短大・農業大学校・営農大学校・高等学校卒業者(見込み含む)で、29歳以下(平成18年3月31日現在)の健康で畜産に興味をお持ちの方

●申し込み期限

平成18年3月20日(月)必着

●申し込み方法

履歴書を持参または郵送してください。

●採用試験

書類選考の後、当組合から連絡します。

●問い合わせ・申し込み先

〒039-11527
五戸町大字扇田字下長下
2-89
五戸畜産農業協同組合
担当…豊田

TEL 62-2711

「五戸えんぶり」を 習いたい方募集

町では「五戸えんぶり」の芸と技を受け継ぐ方を募集しています。

心弾ませる笛の音、それに合わせる手平ガネや太鼓。県南に春を告げる祭り「えんぶり」は、大正時代、五戸にも30数組が存在したといわれますが、現在その伝統を守るのは「下大町えんぶり組」だけとなっています。

町でただ1組となった「下大町えんぶり組」の皆さんが、この芸と技を引き継いでくれる方を育てたい、えんぶりを残したいと立ち上がりました。

五戸町に在住または勤務している方ならどなたでも参加できます。子どもたちも大歓迎です。えんぶりのほかに大黒舞やえびす舞、豊年すだれや金輪きりなどもあります。

●問い合わせ先

役場企画振興課
TEL 62-2111内線233

タダで残業 していませんか？ させていませんか？

賃金不払残業、いわゆるサービス残業は労働基準法違反であり、あつてはならないものです。労使が共に協力し合い、賃金不払残業をなくしましょう。

●労使の取り組み事項

- ・労働時間の適正な把握
- ・適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備
- ・職場風土の改革
- ・労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

●問い合わせ先

青森労働局
TEL 017-734-4112

農地の買受人募集

大字切谷内
字粒ヶ谷地下谷地21
田 2,434㎡

●申し込み期限

平成18年3月22日(水)

●問い合わせ・申し込み先

農業委員会事務局
TEL 62-2111内線432



3月の行事予定

- 町民カレンダーと合わせてご利用ください。
- 行事についての問い合わせ
TEL62-2111 五戸町役場

- 5日(日) 五戸町消防団初午
8:30分列行進 警察署通り
- 5日(日) スプリングコンサート
14:00開演 町立公民館
- 19日(日) 救急法講習会
9:00~ 五戸消防署
- 23日(木) クラシックコンサート
18:30開演 町立公民館
- 4日(土)・18日(土) 楽しい朗読講座
13:30~ 町図書館

3月の献血

健康なあなたと私にできること

- 成分献血
2日(木) 役場
予約制となっていますので、希望する方は役場保健衛生課へ
TEL62-7958

3月の相談

相談は無料です

- 14日(火) 行政相談
10:00~15:00 倉石コミュニティセンター
- 28日(火) 行政相談
13:00~16:00 倉石温泉
- 毎週木曜日
みんなの保健室(健康相談)
13:00~15:00 役場保健衛生課
- 交通事故移動相談
日程は相談者と調整
TEL017-734-9235

お詫びと訂正

先月発行した広報五戸1月号5ページの善行章受章者、沼沢こえ子さんの住所が誤っていましたので、お詫びして訂正します。

誤 沼 沼 → 正 沼 沢

中小企業者の設備投資を応援します!

長期最長 7年 低利 1.9%

◆設備貸与制度(割賦・リース)のご案内◆

	割 賦	リ ー ス
内 容	申し込み設備を当センターが購入し、長期割賦で販売します。	申し込み設備を当センターが購入し、リースします。
対 象 備 設	設置していない、売買契約していない設備、機械、装置、車両など (車両は割賦のみ)	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低利(1.9%) ・長期(最長7年) ・担保は原則不要 ・金融機関との借入枠とは別枠で利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却計算、固定資産税の負担、火災保険の付保が不要 ・決算書への負債形状なし ・金融機関との借入枠とは別枠で利用可能
限 度 額	100万円以上6,000万円以下	
返 済 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・7年以内(1年据置) ・半年賦または月賦均等償還 	<ul style="list-style-type: none"> 7年(月額リース料率 1.362%) ~3年(月額リース料率 2.958%)
保 証 人	連帯保証人 法人:2人 個人:1人	
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・保証金(10%)を預けていただきます。 ・火災保険を付保していただきます。 ・固定資産税の負担があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース終了後も所有権は移転しません。 ・リース期間満了後の使用は、再リース料がかかります。

財団法人21あおもり産業総合支援センター 設備投資課
TEL: 017-775-3234
URL: <http://www.21aomori.or.jp/>

県 税

申告はお早めに

●所得税・住民税

所得税や住民税の申告は、納税者の方に1年間の収入や経費、これらを基に計算した所得金額や、扶養控除などの控除額の算定に必要な事項などを、税務署や町に申告していただくものです。提出先は、所得税の確定申告書は税務署、住民税の申告書は町となっております。提出期限はともに3月15日(水)です。期限間際になると申告会場が込み合いますので、早めに申告するように願います。

●消費税・地方消費税

消費税は国の税金、地方消費税は県の税金ですが、これら2つを合わせて申告納税します。「消費税及び地方消費税の確定申告書」に税額などを記載して税務署に提出し、申告した消費税と地方消費税の合計額を納めていただきます。個人事業者の申告・納税期限は3月31日(金)です。忘れずに申告・納税してください。

●問い合わせ先

八戸県税事務所
TEL27-5111 (代表)

郷土探訪

「村まつり 今と昔①上市川」

上市川神明宮の創建は不明だが、お宮は原一族の産土様（うぶすなさま）といわれ、又右衛門の筒口付近にあった。ところが五戸川の増水や洪水によって川岸が流され、天保のころ、御神体を今の所に移してから村の鎮守様となった。延享二年（一七四五年）九月二十六日再建の棟札がある。

表「奉再、階上郡市川郷 神明正遷宮」
裏「天照太日靈女」
御神体は丸い鏡。裏には「安永三年五月吉日、天照皇太神宮肝入与五郎、願主源四郎」の銘が刻まれ、今から二百三十二年前の作。「新撰陸奥国誌」には、「境内百七十坪、拝殿十二・五坪、相殿は管田神、北市川神明宮、池の堂上山神、大沼神、石吞の若宮八幡をまつり、明治六年七月村社、五戸村神明宮の新井田登



上市川まつりの山車

神官が上市川兼務」とある。十七年（百二十二年前）、老朽化のため新築。同年八月十一日の例祭は大賑わいだったという。

大正時代、東側に神楽殿（かぐらでん）があった。しかし、建物が古くなり、社殿新築と同時に神楽は拝殿に移った。

境内には、安政五年六月十一日建立の唐獅子、台座には世話人若者中・肝入六助、西川屋惣吉（五戸の商人、藩政末期の分限者）の名前。

また、明治十九年寄進の常夜燈、昭和三年中里源太郎寄進の唐獅子が目につく。出入口には庚申様の碑があり、道案内をしているようだ。

戦前は各区長が宮総代を務めていたが、戦後は上市川の上、中、下区の部落総代が管理するようになった。昭和四十二、三年には中区の中里公志郎さん（町議会議員）が中心となり、部落芸能会を開催し、その残金の使い道について川村ふじのさんたちが「神社大祭をやったらどうか」と上、中、下区の自治会に呼びかけた。それが実を結び、三自治会とも山車の製作を始めた。経費は三自治会の負担ということになった。

昭和四十四年八月一日、山車はリヤカーに生き人形を乗せて運行した。休憩時間には、山車の生き人形がアイスを食べている風景もあり、大笑い。

翌年度からは、道路運行許可証をもらった荷馬車に乗った山車に変わった。中里石油前から出発し、上区の森林組合入口付近で折り返し、下区の高田橋で解散するコースと

その逆のコースが隔年でとられた。

ちょうど同じころ、学区に子供会が結成され、山車の運行に小さな助っ人が増えた。八月十一日の例祭に上市川小学校の鼓笛隊が、午前十時から農協前までを演奏し、村まつりの前座として花を添えた。また、夕方から親子相撲大会、夜は手踊り大会、盆踊り大会で賑わった。宮守（別当）の原兵左衛門は、お祝いの餅を集まった子どもたちに配り、これを楽しみにする子どもたちも多かった。

ところが昭和五十年代後半になって、上市川では野菜作りが盛んになってきた。特に八月はキュウリの収穫期に重なり、「忙しくて山車製作に従事してられない」という



子供会による扇ねぶた

町の人口		
	(前月対比)	
男	10,189人	(-21)
女	10,917人	(-12)
総人口	21,106人	(-33)
世帯数	6,905世帯	(±0)
平成18年2月1日現在		



■人材育成基金として
若柳流柳永会（若柳竹永会主）から10万円

あたたかい善意

意見が続出。二十四年間続けた山車運行の大祭は、昭和六十二年でついに中止となった。下って平成には昭和の賑わいも記憶から遠のき、縁日は参詣だけにとどまっている。

五戸町文化財審議委員長 三浦 榮一